

■ 参考資料 ■

1 策定の経緯

2 用語解説

『参考資料』では、掛川市都市計画マスタープランの策定の経緯や体制について整理しているとともに、本文中に使用されている主要な用語について解説しています。

1

策定の経緯

掛川市都市計画マスタープランは、庁内組織である「庁内検討委員会」及び「庁内幹事会」において庁内調整を図るとともに、学識経験者・市民代表・関係団体等で構成される「都市再生協議会」において検討を進めました。加えて、市民の意見を今後のまちづくりに反映させるため、ワークショップを市民の代表者の参画の下で中学校区ごとに開催し、地域の良いところや問題点、主な活動の場などについて意見交換等を行いました。また、パブリックコメントにより市民に対し計画原案を公表し、意見を求めました。

こうした様々な関係者の参画の下で、掛川市都市計画マスタープランを策定しています。

■策定経緯

時期	内容	
平成 28年度	8月2日	●立地適正化計画の概要について合同勉強会 ・第1回 掛川市都市再生協議会、策定委員会、幹事会
	9月12日	●掛川市の都市づくり上の課題の抽出 ・第2回 策定委員会、幹事会
	9月20日	・第2回 掛川市都市再生協議会
	11～12月	●関係団体等に対するまちづくりに関する意向等の把握 ●都市計画マスタープランの全体構想及び 立地適正化計画の都市機能誘導区域居住誘導区域の検討
	12月13日	・第3回 策定委員会、幹事会
	2月9日	・第3回 掛川市都市再生協議会
	3月21日	●都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案検討 ・第4回 掛川市都市再生協議会、策定委員会、幹事会
平成 29年度	6～7月	●平成28年度の検討結果の概要に対する市民意見募集 ・第1回 パブリックコメント ●都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案検討
	7月18日	・第5回 策定委員会、幹事会
	8月17日	・第5回 掛川市都市再生協議会
	8～9月	●市民ワークショップ（9中学校区別に実施） ●都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の原案検討
	12月4日	・第6回 策定委員会、幹事会
	12月25日	・第6回 掛川市都市再生協議会 ・平成29年度第1回 都市計画審議会
	1～2月	●計画原案に対する市民意見募集 ・第2回 パブリックコメント
	3月23日	●計画案の諮問・答申 ・平成29年度第2回 都市計画審議会

都市計画審議会諮問・答申

掛 都 計 第 5 5 号
平成30年 3月12日

掛川市都市計画審議会会長 様

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

このことについて、掛川市都市計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のように審議会に諮問します。

掛川市都市計画マスタープラン（案） 別冊

掛 都 審 第 5 号
平成30年3月23日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市都市計画審議会
会長 尾 崎 信

掛川市都市計画マスタープラン(案)について（答申）

平成30年 3月12日付け掛都計第55号にて諮問のあった掛川市都市計画マスタープラン(案)について、当審議会における審議の結果は下記のとおりです。

記

掛川市都市計画マスタープラン（案）について、適当であると認める。

掛 都 計 第 5 6 号
平成30年 3月12日

掛川市都市計画審議会会長 様

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市立地適正化計画（案）について（諮問）

このことについて、掛川市都市計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のように審議会に諮問します。

掛川市立地適正化計画（案） 別冊

掛 都 審 第 6 号
平成30年3月23日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市都市計画審議会
会長 尾 崎 信

掛川市立地適正化計画(案)について（答申）

平成30年 3月12日付け掛都計第56号にて諮問のあった掛川市立地適正化計画(案)について、当審議会における審議の結果は下記のとおりです。

記

掛川市立地適正化計画（案）について、適当であると認める。

都市再生協議会名簿（順不同、敬称略）

■平成 28 年度

役職	選任区分	部 門	所 属	氏 名
会長	学識	都市計画	静岡文化芸術大学 副学長	根本敏行
			東京大学大学院工学系研究科助教	尾崎 信
副会長	経験者	都市建築	NPO 法人 都市・建築遺産保存機構	高口 愛
委員		景観	静岡文化芸術大学デザイン学部デザイン学科	亀井暁子
委員	関係団体等	建設	掛川商工会議所	川島達也
委員		商工業	大東町商工会	倉野浩美
委員			大須賀町商工会	椋原英子
委員		医療	中東遠総合医療センター	川隅庄一
委員		福祉	掛川社会福祉協議会	牧野あけみ
委員		公共交通	静岡県バス協会(掛川バスサービス株)	荒木良太
委員		金融	掛川信用金庫	田邊ゆかり
委員		市民	市民代表	掛川市区長会連合会
委員	農業		農業従事者	渥美広子
委員	関係	静岡県(都市計画)	袋井土木事務所 都市計画課長	水野幸治
委員	行政機関	静岡県(公安)	掛川警察署 交通課長	土屋直也

※尾崎信助教は第3回都市再生協議会から会長に着任

■平成 29 年度

役職	選任区分	部 門	所 属	氏 名
会長	学識	都市計画	愛媛大学防災情報研究センター講師	尾崎 信
副会長		都市建築	NPO 法人 都市・建築遺産保存機構	高口 愛
委員	経験者	景観	静岡文化芸術大学デザイン学部デザイン学科	亀井暁子
委員	関係団体等	建設	掛川商工会議所	川島達也
委員		商工業	大東町商工会	倉野浩美
委員			大須賀町商工会	椋原英子
委員		医療	中東遠総合医療センター	石野敏也
委員		福祉	掛川社会福祉協議会	牧野あけみ
委員		公共交通	静岡県バス協会(掛川バスサービス株)	櫻井良彦
委員		金融	掛川信用金庫	田邊ゆかり
委員		市民	市民代表	掛川市地区まちづくり協議会連絡会
委員	掛川市区長会連合会			伊藤 達
委員	農業		農業従事者	渥美広子
委員	関係	静岡県(都市計画)	袋井土木事務所 都市計画課長	水野幸治
委員	行政機関	静岡県(公安)	掛川警察署 交通課長	小野田 聡

掛川市立地適正化計画策定委員会

■平成 28 年度

役職	所 属	氏 名
委員長	副市長	伊村義孝
副委員長	都市建設部長	小林 隆
委員	都市建設部 参与	太田 勝
委員	地域支援課長	戸田 誠
委員	商業観光課長	戸塚宏五
委員	参与兼地域医療推進課長	山崎貞子
委員	高齢者支援課長	久野文義
委員	こども政策課長	山崎 浩
委員	農林課長	高柳和正
委員	管財課長	平松克純
委員	危機管理課長	浦野正守
委員	企画政策課長	山本博史
委員	土木課長	杉山邦雄
委員	教育政策室長	赤堀賢司

■平成 29 年度

役職	所 属	氏 名
委員長	副市長	伊村義孝
副委員長	都市建設部長	小林 隆
委員	都市建設部 参与	良知孝悦
委員	総務部 参与（財政）	高柳 泉
委員	管財課長	村上将士
委員	企画政策課長	平松克純
委員	生涯学習協働推進課長	都築良樹
委員	健康長寿課長	久野文義
委員	地域医療推進課長	大竹紗代子
委員	こども政策課長	山崎 浩
委員	産業労働政策課長	戸塚美樹
委員	農林課長	高柳和正
委員	土木課長	杉山邦雄
委員	危機管理課長	浦野正守
委員	教育政策室長	増田 忍

掛川市立地適正化計画策定委員会

■平成 28 年度

役職	所 属		氏 名
幹事長	都市政策課	課 長	林 和範
副幹事長	都市政策課	住宅政策室長	本多弘典
幹事	地域支援課	主幹兼地域づくり係長	松本好道
幹事	商業観光課	中心市街地活性化推進室長	山田光宏
幹事	地域医療推進課	主幹兼地域医療推進係長	人見嘉之
幹事	高齢者支援課	予防支援係長	太田光昭
幹事	こども政策課	主幹兼こども政策係長	原田陽一
幹事	農林課	農政係長	吉沢一仁
幹事	管財課	財産管理係長	深田康嗣
幹事	危機管理課	危機政策係長	水野正幸
幹事	企画政策課	地域創生戦略室長	山田京子
幹事	土木課	主幹兼都市基盤係長	森長 亨
幹事	教育政策室	教育政策係長	鈴木純一

■平成 29 年度

役職	所 属		氏 名
幹事長	都市政策課	課 長	林 和範
副幹事長	都市政策課	住宅政策室長	本多弘典
幹事	財政課	財政係長	新貝和也
幹事	管財課	財産管理係長	山田裕之
幹事	企画政策課	地域創生戦略室長	山田京子
幹事	生涯学習協働推進課	主幹兼地域交通係長	松本好道
幹事	健康長寿課	予防支援係長	太田光昭
幹事	地域医療推進課	主幹兼地域医療推進係長	人見嘉之
幹事	こども政策課	主幹兼こども政策係長	原田陽一
幹事	産業労働政策課	中心市街地活性化推進室長	山田光宏
幹事	産業労働政策課	商業振興係長	尾崎和宏
幹事	農林課	農政係長	吉沢一仁
幹事	土木課	主幹兼都市基盤係長	森長 亨
幹事	危機管理課	危機政策係長	水野正幸
幹事	教育政策室	教育政策係長	鈴木純一

事務局

所 属	氏名	備考
都市建設部 都市政策課	林 和範	H28、29
都市建設部 都市政策課 計画係	平出隆敏	H28
	西村 旬	H28、29
	山田幸一	H29
	井口浩一	H28、29

市民ワークショップ（掛川市の今後の都市づくりに向けたワークショップ）の実施概要

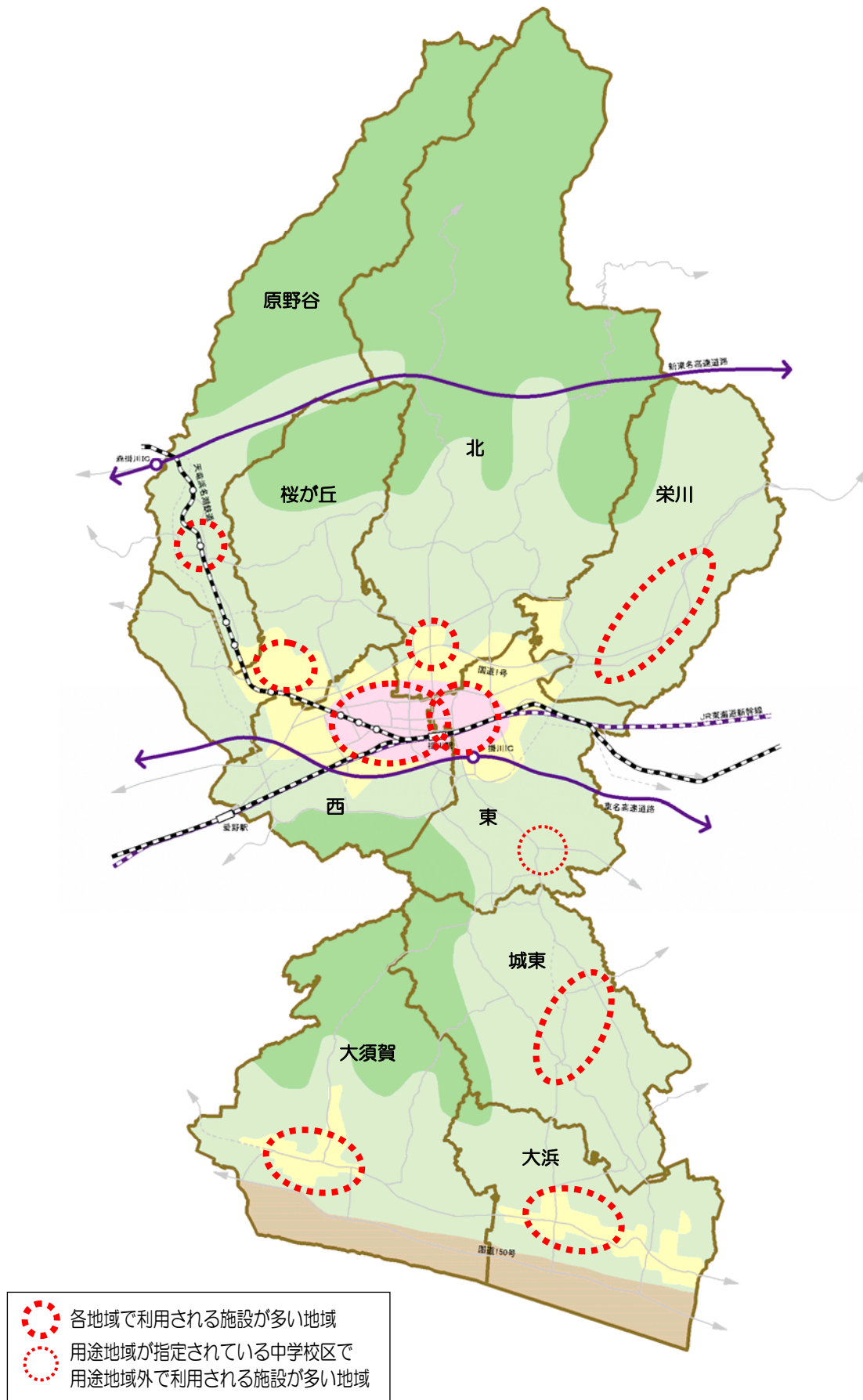
1. 実施概要

出席者	地区まちづくり協議会、保育園・幼稚園・子育てセンター、消防団の代表者、一般公募					
実施方法	2～3班に分かれ、ワークショップ形式で意見交換等を実施					
実施内容	<p>①みなさんがよく利用する施設についての情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> よく使う医療、福祉、商業、その他施設の場所を、地図上にシールを貼って示してもらい、生活の中心となっている地域を明確化する <p>②地域の「良いところ」や「弱点」についての意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域で生活している市民目線からの良いところや問題点を抽出する <p>③将来の掛川市を支えることもたちへメッセージカードの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のまちづくりの担い手へ各地域の良いところを伝承 					
日程と参加者数	中学校区	日時		場所	参加者数	
	大須賀	8/19(土)	10時	大須賀市民交流センター 2階会議室	16人	
	東	8/26(土)	10時	市立中央図書館	13人	
	西		14時		15人	
	北	8/27(日)	10時	粟本地域生涯学習センター	15人	
	栄川		14時	東山口地域生涯学習センター	14人	
	原野谷	9/9(土)	10時	原谷地域生涯学習センター	12人	
	桜が丘		14時	桜木ホール	17人	
	城東	9/10(日)	10時	大東北公民館	13人	
	大浜		14時	大東市民交流センター 3階会議室	11人	
	合計					126人
	実施結果の活用	<p>①みなさんがよく利用する施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来都市構造の都市拠点、地域拠点、地域生活拠点は、各地域住民の生活の場となっている場所に設定（北中学校区、桜が丘中学校区は、市街地ゾーン内に生活の中心があったため、農業環境ゾーンにおいて地域生活拠点を設定していない） <p>②地域の「良いところ」や「弱点」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校区の地域別構想に、適宜反映 <p>③将来の掛川市を支えることもたちへ</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの利用者がある、中央図書館、大須賀図書館、大東図書館にそれぞれ1か月間掲示 				

2. 実施結果

①みなさんがよく利用する施設についての情報共有

地域の皆さまが利用する施設が集まっているエリアは、以下のようになりました。



②地域の「良いところ」や「弱点」についての意見交換（主な意見）

東中学校区

良い点

- まちなかは、買物施設などが多く適度に便利。子どもの遊び場となる公園が多く、田舎らしさも残り生活しやすい。
- 東名インターや新幹線駅があり、交通の利便性が高く旅行や出張に便利。
- 文化的なイベントが多く、世代間交流がしやすい。福祉交流もしやすい。
- 女性自主防災会の防災倉庫があり、災害への備えがある。
- 陣場峠からの眺望が良い。



弱点

- 通学路などで歩行者や自転車、シニアカー、ベビーカーなどの安全が十分確保されていない場所がある。
- 東名高速道路や鉄道などにより地域が南北に分断されている。
- 東名高速道路や鉄道の横断道路が混雑する。
- 南部では公園が少ない。
- 荒れた土地があるが活用できない。
- 土砂災害に対し危険な区域がある。
- バスが使いにくい。
- 中高層の建物が景観を阻害している。
- 屋内の遊び場が少ない。
- 待機児童が多い。
- 農地を住宅等に転用できない。

西中学校区

良い点

- 生活に必要な買物施設や病院、小中学校が近くて便利。
- 東名インターや新幹線駅があり、交通の利便性が高く旅行や出張に便利。
- 新幹線を見ることができる。
- 花鳥園の来客や企業進出が多い。
- 小笠山を中心に自然が多い。松並木や桜、ゆりなどの身近な自然が多い。
- バスが100円でありがたい。



弱点

- 幹線道路が混雑する。（市街地一帯、市南部への通勤交通等）。混雑を迂回する交通が住宅地内を通過し危険。
- 耕作放棄地や空き家が増えている。
- 工場と住宅が混在している地域がみられる。
- 待機児童が多い。

北中学校区

良い点

- 自然豊かで水がきれい。
- 掛川駅や図書館等の公共施設に程よく近く、自然環境と生活利便性のバランスが良い。
- 「ならここキャンプ場」「さくらさく学校」「倉真温泉」「龍尾神社」が「いいとこ広場」などの地域資源が多彩。
- お茶やお米などがとてもおいしい
- 地域内の交流が盛ん（祭り、読み聞かせなどのイベントなど）。新たな移住者も、早い段階で地域の人と交流できている。

弱点

- 道路、歩道が狭い。
- バスの運行本数が少ない。特に、高齢者は移動が不便。
- 買物施設や医療施設が遠く不便。
- 耕作放棄地や空き家が増えている。
- 工業団地の整備が必要。
- 雨天時に浸水する地域がある。
- イノシシが田畑を荒らすなど、鳥獣被害がある。



栄川中学校区

良い点

- 地域の景観や山頂からの景色がよく、星もきれいにみえる
- 自然や緑が多く、空気がおいしい。
- 世界農業遺産がある。神社やお寺、旧東海道などの地域資源がある。
- 地域の行事が活発であり、地域内の交流が盛ん。
- バイパスが近く、クルマでの遠出などは便利である
- 通過するクルマが少なく、安心安全に暮らすことができる

弱点

- 道路、歩道が狭い。
- 買物施設や医療施設が遠く不便。
- 公共交通が不足しており、クルマがないと生活ができない。
- 農業道路の交差点など、見通しが悪く危険な箇所がある。
- 後継者不足により耕作放棄地が増えている。
- イノシシが田畑を荒らすなど、鳥獣被害がある。



原野谷中学校区

良い点

- 新東名高速道路へのアクセスが良い。
- 自然がある。
- 親水公園は子どもから高齢者まで利用でき、集いの場となっている。
- 家同士が程よく離れた距離に立地し、生活しやすい。
- 地域の行事や活動が活発であり、地域内の交流が盛ん（シニアクラブ、地区消防団）。

弱点

- 県道が狭い。歩道未整備の区間がある。
- 朝の時間帯は県道が渋滞。
- バスがなく、クルマがないと、生活が不便。
- 子どもの遊び場がない。
- 飲食施設、買物施設、医療施設少ない。
- 高齢化により草刈等が大変。
- 土壌、地盤が悪い。



桜が丘中学校区

良い点

- 天浜線が整備されている。
- 自然が豊かであり、ホテルがある。
- 農地と里山が共存している。
- 垂木の祇園祭が開かれ、流鏝馬(やぶさめ)神事も行われている。
- 古墳群など歴史的資源がある。

弱点

- 幹線道路が狭く、渋滞が発生。
- 人口が多いところにバスがない。
- 下水道が通っていない地域がある。
- 地盤が弱いなど防災性が低い。
- 空き家が増えている。



城東中学校区

良い点

- 地域内の道路が整備されている。
- 自然が豊か。
- 茶畑や田園など景観がよい。
- 高天神、小笠山等の地域資源がある。
- 地区内で開催されるイベントがある。
- 地域内の交流が盛ん。

弱点

- 子どもが安心して遊べる公園が少ない。
- バスが全く通っていない地域がある。
- 買物施設や医療施設が少なくクルマがないと不便である。
- 道路や橋梁など施設が老朽化している
- 空き家や耕作放棄地が多い



大浜中学校区

良い点

- ・大坂の中心部は店舗が集積しており普段の生活は便利。
- ・山、海、川など自然が豊かである。
- ・就業場所が多い。
- ・地域内の交流が盛ん。



弱点

- ・バスの運行本数が少なく不便。菊川方面のバス路線がない。
- ・病院が遠く、皮膚科、小児科、耳鼻科、眼科などが少ない。
- ・買物施設や医療施設が少なくクルマがないと不便。
- ・津波・原発に対する安心感が必要

大須賀中学校区

良い点

- ・山と海があり自然が多い。
- ・田や畑、自然が豊かであり、ゆったりと暮らすことができる生活環境がある。
- ・台風などの災害が少なく住みやすい。
- ・祭や伝統行事などの文化・歴史が残っている。



弱点

- ・市中心部に行くときに不便（通学、通院等）
- ・子ども達が安全に遊べる空間が少ない
- ・海浜公園荒れている。海岸施設等が老朽化している。
- ・通学路の歩道、自転車道がない。
- ・まちなかに一休みできる場所がない。
- ・耕作放棄地が増えている。

③将来の掛川市を支える子どもたちへ



2

用語解説

ア

アイドリングストップ

- ・自動車等の車両において、燃料の節約と二酸化炭素排出の排気ガスを減らすため、一時停車時などにエンジンを切ること。

イ

(一)

- ・「掛川市都市計画マスタープラン」において、一般県道であることを示すために使用している略称。

一時避難場所

- ・地震などの災害時に、一時的に避難する空地。

インフラ(インフラストラクチャー)

- ・道路や鉄道、公園、河川など、都市の骨格を形成する根幹的な都市施設。

ウ

雨水調整機能

- ・雨水を一時的に貯留するなど、雨水が一度に河川等に流出しないようにする機能。

エ

営農環境

- ・農業を営む環境。

営農風景

- ・営農環境における、田植えやお茶摘みなどの風景。

液状化現象

- ・地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

NPO(エヌピーオー)

- ・市民による自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動など、営利を目的としない民間の活動組織。

オ

応急仮設住宅

- ・大規模な自然災害の発生時に、被災者の一時的な住まいとして設置される住宅。

オープンスペース

- ・公園・広場など、建築物が建っていない土地や敷地内の空地。

屋外広告物

- ・看板、立看板、広告塔、はり紙など、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されたもの。

屋上緑化

- ・市街地の気温が急激に高まるヒートアイランド現象などへの対策の一つであり、建築物の屋上を緑で覆うこと。

温室効果ガス

- ・二酸化炭素など、地球温暖化の原因とされているガス。

カ

街区公園

- ・日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園。

開発許可制度

- ・都市計画法における開発行為に対する許可制度。開発行為をしようとする者は、開発面積に応じて、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要となる。

開発行為

- ・建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更(宅地造成に伴う道路の新設・廃止、切土、盛土など)。

核家族

- ・夫婦と未婚の子だけからなる家族。

合併浄化槽

- ・し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

観光農園

- ・レクリエーションのために客に開放する農園。

観光農業

- ・単純な農業生産のみでなく、観光としての要素を取り込み、農業や農村が持つ多様な機能を活かして都市住民等との交流を図るなど、地域の活性化を試みる農業の形態。

緩衝緑地

- ・住宅地や商業地域などでの公害の防止・緩和や、工業地における災害防止を図るために設けられる緑地。

キ

既存不適格

- ・建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法改正等によって不適格な部分が生じた建築物。増改築や建替え等を行う場合には、法に適合するよう建築しなければならない。

緊急輸送路

- ・大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。

近隣公園

- ・日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を2haとする都市公園。

ク

クリーンエネルギー

- ・ 環境への負荷が少ないエネルギー。一般的に、太陽や風力などの自然エネルギーのことを指す。

グリーン製品

- ・ 循環資源を活用した環境にやさしい製品。

グリーンツーリズム

- ・ 都市と農村との交流を通して地域の活性化に役立てようとする取り組み。

グリーンベルト

- ・ 歩道が設置されていない道路の路肩において、歩行者の安全な通行を支援するため、グリーンのパイントを施したもの。

ケ

景観作物

- ・ 菜の花やレンゲ、コスモスなど、美しい景観の形成に寄与する作物。

景観地区

- ・ 都市計画法上の地域地区の一つであり、良好な景観の形成・保全を図るため、建築物の形態・意匠等について制限を定めた地区。

景観法

- ・ 都市、農山漁村の美しい景観形成を促進するために、平成 16 年に制定された景観に関する法律。

ゲリラ豪雨

- ・ 予期しない時間、予期しない場所に突然豪雨が襲う現象。

原風景

- ・ イメージや感覚、記憶と結びついている風景や場所。

コ

広域公園

- ・ 1 の区市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園。災害時の最終避難地としての機能を十分発揮できることも求められる。

広域避難場所

- ・ 大規模な地震等、自然災害の発生時に周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命、身体を保護するための必要な規模及び構造を備えた避難地。

高規格幹線道路

- ・ 自動車の高速度交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

公共下水道事業

- ・ 主として市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道事業。

耕作放棄地

- ・ 所有している農地のうち、過去 1 年以上作付けせず、今後も再作付けする考えのない農地。

高度地区

- ・ 都市計画法上の地域地区の一つで、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

高度利用地区

- ・ 都市計画法上の地域地区の一つで、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度などを定める地区。

交流人口

- ・ そこに実際に住んでいる人口（定住人口）に対する概念であり、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどを目的として、そこを訪れる人口。

国土強靱化地域計画

- ・ 国土強靱化基本法第 13 条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画。当該区域における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるもの。

国土利用計画

- ・ 国土利用計画法に基づき、国、県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。

国有林

- ・ 国が所有する森林の総称。

国立社会保障・人口問題研究所

- ・ 人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計資料の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

コミュニティ

- ・ 地域共同体、地域共同社会。

シ

シーツーリズム

- ・ 都市と漁村等との交流を通して地域の活性化に役立てようとする取り組み。

市街地開発事業

- ・ 都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

市街地再開発事業

- ・ 都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、市街地の土地の有効かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とし、建築物と道路などの公共施設の整備を一体的に行う事業。

静岡の茶草場農法

- ・ 秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り茶園に敷く、伝統的な農法。掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町の 4 市 1 町が推進協議会を設立し、県の支援・推薦のもと認定申請を行い、平成 25 年 5 月に石川県で開催された世界農業国際会議で認定。

自然エネルギー

- ・ 太陽光や風力によって得られるエネルギー。

自然的土地利用

- ・ 田、畑などの農地や、山林、河川水面など、自然的な要素で構成される土地利用。

自然増減

- ・ 出生数と死亡数の差。

市民農園

- ・ 都市住民等がレクリエーションとして野菜や花を栽培する小規模な農園。

社会増減

- ・ 転入者数と転出者数の差。

借景

- ・ 背景となっている景観。

シャトル

- ・ 定期往復便。

(主)

- ・ 「掛川市都市計画マスタープラン」において、主要地方道であることを示すために使用している略称。

修景

- ・ 建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。

集团的優良農地

- ・ 一団の規模を有する農用地区域。

住区基幹公園

- ・ 街区公園、近隣公園、地区公園の総称。

準都市計画区域

- ・ 都市計画区域外において、現状のまま放置した場合、用途の混在、不適切な農地の転換などにより将来的に不健全なまちが形成される恐れがある区域について、土地利用の整序のみを目的として定める区域。一般の都市計画区域と異なり、都市施設や市街地開発事業等に関する都市計画は定められない。

城下町風街づくり

- ・ 掛川市の中心市街地において、掛川城を中心とした歴史的な街並みを形成するために推進されているまちづくり。城下町にふさわしい用途・デザインの建築物を計画的に立地・誘導するため、地区計画によってまちづくりのルールが定められている。

情操

- ・ 美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。

飼料作物

- ・ 家畜の飼料とするために栽培される作物。

新エネルギー

- ・ 自然エネルギーやリサイクルエネルギーなど、循環型社会への転換が求められている中で注目されている新しいエネルギー。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などが代表的なものである。

人口集中地区(DID)

- ・ 国勢調査で設定された区域で、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。DIDは、Densely(密集した)Inhabited(人が住んでいる)District(地区)の略。

親水空間

- ・ 河川、海岸、池などの水辺において、水に親しむことのできる環境が創出されている空間。

ス

スプロール

- ・ 市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地が形成されること。

スマートIC(スマートインターチェンジ)

- ・ 高速道路におけるPAなどの休憩施設に設けられたインターチェンジ。

スマートコミュニティ

- ・ 再生可能エネルギーなどの分散型エネルギーを用いつつ、IoT等の技術を活用してエネルギーの活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

スマートハウス

- ・ IoT(情報技術)を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された省エネ住宅。

スローライフ

- ・ 生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩いて暮らせるライフスタイル。

セ

政令指定都市

- ・ 地方自治法で定められている、政令で指定する人口50万人以上の市。政令指定都市では、一般の市と異なり、行政、財政制度などで多くの特例が適用されるため、都道府県並みの行政サービスを提供することができる。

世界農業遺産

- ・ 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関(FAO)が認定する仕組み。

ソ

総合計画(市町村が定める総合計画)

- ・ 市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。

総合公園

- ・ 主として1の区市町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園。

タ

大規模集客施設

- ・ 床面積が10,000㎡を超える店舗、アミューズメント施設、展示場など。

堆砂垣

- ・ 砂浜海岸において風による砂の飛散を防ぐため、砂浜に竹などで垣根を作り、風で飛ばされてくる砂を受けとめて堆積させる構造物。

単独浄化槽

- ・し尿のみを処理する浄化槽のことであり、生活雑排水は処理されない。生活雑排水はそのまま公共用水域へ排水され、環境に大きな影響を及ぼしてしまうことから、現在は単独浄化槽の新規設置は認められていない。

チ

地域公共交通網形成計画

- ・都市にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする計画。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

地域地区

- ・用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称。

地域包括ケアシステム

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみ。

地球温暖化

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加することによって、地球の温度が上昇する現象。

地区計画

- ・建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

地区公園

- ・日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を4haとする都市公園。

地産地消

- ・地場で生産されたものを地場で消費すること。

ツ

通過交通

- ・通過するのみで、その地点、箇所を目的地としない交通。

テ

低未利用地

- ・本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる市街地において、駐車場などに利用されている土地。

デマンドバス(タクシー)

- ・乗客の需要に応じて運行するバスやタクシーの運行形態。

天井川

- ・河床が、周辺の土地よりも高くなっている河川。

ト

(都)

- ・「掛川市都市計画マスタープラン」において、都市計画決定された道路であることを示すために使用している略称。

東遠広域都市計画区域

- ・一つの市町を対象に設定される都市計画区域を単独都市計画区域と言うのに対し、二以上の市町を跨いで設定される都市計画区域を広域都市計画区域と言う。東遠広域都市計画区域とは、静岡県東遠地域に位置する掛川市と菊川市を跨ぐように設定された都市計画区域。

TOUKAI-0(トウカイゼロ)プロジェクト

- ・「減災（ミティゲーション）」の考え方を基本とした、静岡県地震対策アクションプログラムの理念に基づき行われている施策。旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進している。

透水性舗装

- ・雨水が地下に浸透するような構造を有する特殊な道路舗装。

とうもろ

- ・南遠州中央の山と海との間に広がる広大な水田。「とうもろ」は、「稲面（とうもろ）」または「田面（たおもろ）」に由来すると言われている。

道路整備プログラム

- ・都市計画道路などの幹線道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先順位等を明確に示した計画。

特定空き家

- ・そのまま放置すれば、著しく保安上危険である、衛生上有害となる、景観を損なっている、その他周辺の生活環境の保全上、不適切である状態と認められる空き家等。

特定環境保全公共下水道事業

- ・公共下水道のうち、市街地及びその周辺の地域以外の区域で行われる公共下水道事業。

特別業務地区

- ・都市計画法上の地域地区の一つである特別用途地区のうち、流通業務施設や沿道サービス施設等の集約的立地を図る地区。

特別工業地区

- ・都市計画法上の地域地区の一つである特別用途地区のうち、特定の工業の利便を増進するため、必要な規制または緩和を図る地区。

特別用途地区

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域による制限を補完する場合に設定される地区。地区の特性や課題に応じて、市町村等が定める条例に基づいて、基本となる用途地域の制限の強化または緩和を行うことができる。

都市型住宅

- ・市街地における共同住宅。また、低層部が店舗や事務所となっている共同住宅。

都市機能

- ・都市基盤、都市施設、都市交通、ライフライン、情報通信など、都市における生活や社会活動を支えるために必要な、さまざまな機能や役割を有するものの総称。

都市計画区域

- ・都市計画法等の適用を受け、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

- ・都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都市計画区域の将来都市像を明確にし、土地利用や都市施設等の整備の方針を示したもの。

都市計画公園

- ・都市計画決定された公園。

都市計画事業

- ・国土交通大臣または都道府県知事の認可または承認を受けて行われる都市施設整備事業または市街地開発事業。都市計画事業が認可された場合、事業区域内の開発行為や建築行為は許可が必要となる。

都市計画提案制度

- ・平成14年度に創設された制度で、住民等によるまちづくりの取り組みを都市計画に反映するため、一定規模以上の一団の土地の区域について、一定の要件を兼ね備えた地権者等が都道府県または市町村に対して、都市計画の決定または変更することを提案することができる制度。

都市計画道路

- ・都市計画決定された道路。

都市計画マスタープラン

- ・都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。市町村の将来都市像を明確にし、土地利用や都市施設等の整備の方針を示したもの。

都市施設

- ・道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設。

都市的土地利用

- ・道路や公園等の公共施設用地や、住宅や店舗、工場などの宅地として利用されていること。

土地区画整理事業

- ・都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境の向上と利用増進を図るものである。

土地利用事業

- ・住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う土地の区画形質変更等を伴う事業。

ナ

内陸フロンティア

- ・官民が連携して防災・減災と地域成長の両立を目指す静岡県の取り組み。掛川市では、平成27年末時点で、7区域が「内陸フロンティア推進区域」の指定されている。

ニ

二地域居住

- ・都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。

ノ

農業計画

- ・一般的に、農業振興地域整備計画のことを示す用語であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全するとともに、農業振興のためのさまざまな施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な計画。

農村地域工業等導入地区

- ・農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、農業構造の改善と雇用構造の高度化及びそれによる農業と工業の調和を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づいて農村地域内に工業等を導入する目的で定められる地区。

ハ

バイオマスエネルギー

- ・動植物を起源とするエネルギーで、再生可能エネルギーの一種。木質系(間伐材や木くず等)、畜産系(家畜糞尿)、農業系(稲わら、籾殻等)、生活系(生ごみ、廃食油等)等多岐にわたる。

ハザードマップ

- ・土砂災害、洪水、津波等の自然災害の場所ごとの危険度を示すとともに、災害発生時の状況を想定して、避難路や避難地も具体的に示した地図。

バリアフリー

- ・高齢者や障害者等の日常生活において障害になるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。

ヒ

ビオトープ

- ・野生動植物の安定した生息地。

フ

フィールドワーク

- ・野外調査、実施調査。

風致地区

- ・都市計画法上の地域地区の一つであり、都市の風致を維持するために定める地区。

風紋

- ・風によって砂地の表面にできる模様。

福祉避難所

- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために特別な配慮がされた避難所。

フードマイレージ

- ・食料の輸送距離であり、食料の重量×距離で表される。生産地と消費地が遠くなるほどフードマイレージが大きくなる。

フレーム

- ・一般的には、枠組みや骨組みのことを指す。将来人口フレームとは、将来において目標となる人口規模を示したものの。

へ

壁面緑化

- ・市街地の気温が急激に高まるヒートアイランド現象などへの対策の一つであり、建築物の壁面を緑で覆うこと。

ホ

防災林

- ・各種災害を防止・緩和する目的で造成された樹林地。

ポケットパーク

- ・宅地や道路敷などとして残るわずかなスペースを有効利用して設置する小さな公園。

ミ

緑の基本計画

- ・都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

未利用地

- ・本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる市街地において、田や畑、農地などの自然的土地利用のままになっている土地。

ユ

ユニバーサルデザイン

- ・道路や空間をデザインする際、障害者のための特別なデザインではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインのこと、またその考え方。

ヨ

用途地域

- ・都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる13種類の地域。

ラ

ランドマーク

- ・地域の目印となる建築物や、象徴的な景観要素。

リ

立地適正化計画

- ・平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体を見渡して、居住機能や商業・医療等の都市機能増進施設の立地・誘導に関する包括的なマスタープラン。

緑地保全地区

- ・都市計画法上の地域地区の一つであり、都市計画として定めることができる緩衝緑地、神社その他と一体となって文化的意義を有する緑地、風致・景観に優れている緑地。

レ

歴史公園

- ・歴史文化財等の保護・活用を図り、歴史公園としてふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等を配置した都市公園。

歴史的風致維持向上計画

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を推進するための計画。なお、「歴史的風致」とは、地域における固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことをいう。